

青少年健全育成のための図書類の販売等の
あり方に関する関係者意見交換会(第2回)

平成22年8月30日(月)

午後 3 時 0 0 分開会

都 お待たせいたしました。時間になりましたので、少し遅れている方がいらっしゃいますけれども始めさせていただきたいと思います。

皆様方には、お忙しい中、「青少年健全育成のための図書類の販売等のあり方に関する関係者意見交換会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、青少年・治安対策本部総合対策部長の でございます。前回に引き続き司会をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

なお、前回も申し上げましたけれども、忌憚のない意見交換ということで、この会議は非公開としておりまして、事後に議事概要を公開する場合も、ご出席者個人のお名前はお出ししないということとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議題に入らせていただきます。

まず、自主規制を行っている関係業界の取組をお聞きいたします。本日は、一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構の 様、そして、放送倫理・番組向上機構 放送と青少年に関する委員会の 様をお招きしております。それぞれの取組につきましてご説明をいただきまして、それから意見交換というふうにしていききたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、大体 1 0 分程度でよろしくお願いを申し上げます。

まず、一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構の取組につきまして、
様、お願いいたします。

自主規制団体関係者 コンピュータソフトウェア倫理機構の と申します。よろしくお願ひ申し上げます。与えられた時間が 1 0 分ということですので、一部省略しながら説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料に私どもの概要がございますが、平成 4 年 1 0 月 2 7 日に設立しまして、倫理規程では平成 2 1 年と表記されておりますが、これは一般社団法人になったのが昨年です。その年度が入っているということで、倫理規程自体は平成 4 年 1 1 月 2 0 日に制定してございます。途中、改定が何度かございましたが、その時期に制定しています。

現在、正会員が 2 7 3 社でございます。正会員というのは、いわゆるメーカーでございます。賛助会員が 3 2 社。これはインターネット、あるいは携帯の配信業者と

ということです。

審査本数は、パッケージ及びインターネットのダウンロード、この2種類の審査をしていまして、パッケージ販売では1,238本、ダウンロード販売で900本を平成21年度に審査しています。

販売本数は、パッケージ販売では全部にシールを貼るようになっておりまして、ダウンロードについては販売実績の報告をいただくことになっております。その合計がパッケージ販売で474万本、ダウンロード販売で78万本ということです。

また、青少年保護育成条例に基づく団体指定を各府県から、現在、23府県の自治体から指定団体として私どもの審査と青少年健全育成条例との整合性を確認していただいた上で、指定団体として指定されています。その他の活動については、概要をご参照ください。

お手元の倫理規程をご覧ください。こちらも概要だけお話を申し上げます。私どもの倫理規程は、ソフトをつくる制作基準と、ソフトを売る販売基準、この2通りからなっています。販売基準については、18禁ソフトについては、青少年、言うならば18歳未満の子どもたちに売らない、見せないということで、販売店さんに、店頭においては対面販売あるいは区分販売のお願いをしています。

2ページ目に一般原則、それから制作基準とありますが、ここは省略させていただきますが、その項目で設定しております。

3ページ目に同様に販売基準というものがあまして、そこには先ほど申し上げましたような、全体の留意点として、児童に性的な刺激を与えない、残酷・粗暴の刺激を与えない、模倣性を与えないという原則でもって、ものづくり、販売をしております。

また、年齢別の審査区分ですが、レーティングが3種類ございまして、一般ソフト、それからR指定、これはR15ということでございまして、15歳未満に販売しない対象としたソフトということです。それから、18歳未満、いわゆる18禁のソフト作品ということです。この3種類の区分については、判断基準をそれぞれ4ページ以下に設定しています。この辺りも省略しますが、4ページに一般ソフトの判断基準、R指定の判断基準を明記しています。

5ページですが、18歳未満者への販売禁止ソフト作品の判断基準ということで、まず第12条の2の(1)性的表現という部分、これも省略いたしますが、性的表

現の判断基準を具体的に明記しています。一つ一つご覧いただければと思います。

18歳未満者への性的表現ですが、6ページに(2)として反社会的行為や犯罪表現についてということで、それぞれ具体的に明記しています。また、教育に関する表現ということで、ここも具体的には飲酒、喫煙とか、麻薬、覚醒剤。それから、少年少女、老人、心身障害者、動物、いわゆる弱者に対する暴力等、こういうものについての制限をしています。

次に、禁止事項ですが、私どもでは、これも除くように禁止事項として13条に書いています。まず、18歳未満者への販売禁止ソフト作品、これは18禁ということですが、(1)の性行為の表現について。いわゆるわいせつ物に当たる、わいせつ罪が適用されるということですが、わいせつ物に当たる表現は一切しない。次に、男女による性行為の体位の結合部分、性器を直接描写するショット(フルショット、接写にかかわらず)は、モザイク等の技術的処理をしております。

(2)性器の表現ということで、性器の直接描写はしない。隠しコマンドや裏技は、性器及び性器内部の描写において入れることは認めないとしています。次の7ページですが、内部データとしても禁止されたデータを入れることは認めないということです。

(3)として性器愛撫の表現について、男女の露出した性器を愛撫する直接描写は技術的隠蔽処理をする。いわゆる、モザイクをかけるということです。性器具等を使用して性器を愛撫する直接描写、これも技術的隠蔽処理、モザイクをかけるということでございます。

(4)SMその他の表現について。性器への愛撫や責め、あるいは浣腸等、器物を使用する直接描写は技術的隠蔽処理をする。放尿、排泄等の直接描写も同様の技術的隠蔽処理をするということです。

(5)幼児などいわゆる社会的弱者の人権を損なう内容を有するものは制作しないということで、これも禁止しております。また、年齢制限についてということで、18歳未満者への販売禁止ソフトは、実在する18歳に満たない者を出演させてはならない。次に、18歳未満者への販売禁止ソフト作品において、性的行為・性的行為を連想させる裸体表現による人間としてのキャラクター及び人間的キャラクターの年齢が18歳未満であることを特定できる記述をしないということです。人間的なキャラクターというのは、実在する人間ではなくて、いわゆる二次元、ある

いは妖怪とか、お化けとか、あるいは絵、そういうものを意味しております。次に、18歳未満への販売禁止ソフト作品において、18歳未満者が手に取りやすいパッケージにはしないということです。特にタイトル名とか、表紙の絵、この辺については審査基準を別途に持って審査しています。次に、パッケージの表紙や背表紙に過度な露出などによる性的行為・性的行為を連想させる表現をしない。

同性愛（レスビアン、ホモセクシャル）の表現について、同性愛についても、上記の男女間における性的表現と同様に技術的隠蔽処理をする。

禁止事項の類似や同音異義等で、誤解を招く表現はその旨を作中で明らかにする。

2番、凌辱描写についてです。著しく社会通念に違反する凌辱、輪姦等、暴力が加重される表現については、婦女子への人権侵害や虐待感を伴うものであり、これを禁止するとしております。特にこの2番は、昨年、私どもは凌辱系のソフトを、従来は注意事項だったのですが、社会を騒がせるような事件があり、それで、昨年の9月に倫理規程を改正して、注意事項から禁止事項に持っていきました。凌辱ソフトはこれから一切つくらないということです。

3番、この基準に定めがなく、著しく社会通念に違反するものは当法人の定める要領によって審議するとなっています。これが禁止事項で、こういうものは一切つくらないということです。

次に、注意事項というのがございまして、まず第14条に、18歳未満者への販売禁止ソフト作品で、18禁の制作において、表現に注意すべき事項を次のとおり定めております。

性行為の表現ということで、いわゆる恥毛の直接描写や過度な表現をしない。アヌス及び性器内部の描写は控える。「過度な表現をしない」とか、「控える」とか、ほんの1行ですが、それぞれ注意事項として押さえております。細かくは審査基準を私どもは別途に持っているということです。

次に、SMやその他の表現について、サディズム、マゾヒズム等の表現は粗暴性・残虐性などを伴うので、その責めや苦痛等、描写が過度に至らぬよう特に注意をする。汚物等の描写は卑猥、醜悪、嫌悪感等を与えるので、簡潔な表現にとどめるよう注意する。

売買春はこれを肯定しない。

出産状況を表現した作品は、いたずらに制作しない。

同性愛についても、上記の男女間における性的表現と同様で十分注意する。

近親相姦、その行為を描写した作品は過度な表現をしない。

死姦を表現した作品は過度な表現をしない。

獣姦もしくは性行為に類する獣姦を表現した作品は過度な表現をしない。

男女性器の音声による直接呼称、文章による直接呼称はしないように努める。

公序良俗に反しない作品制作をする。

この基準に定めがなく、著しく社会通念に違反するものは、当法人の定める要領によって審議するというところで、これは倫理規程ですのでこういった表現になるのですが、これに準じて、非公開ですが、膨大な量の審査基準をそれぞれ持っております。また、今日はお出ししておりませんが、禁止文言集というのがございます、今のセクシャルな部分とか、あるいは人権侵害に相当する、あるいは差別、いろいろございますが、それを禁止文言集としてまとめ、加盟会社にすべて配布して、実審査の範囲で制作、ものづくりをしているということです。

以上、簡単ではございますが、概要ということでご説明申し上げます。

都 ありがとうございます。では、続きまして、放送倫理・番組向上機構の取組につきまして、様からお願いいたします。

自主規制団体関係者 放送倫理・番組向上機構の青少年委員会という委員会を担当しております といいます。

まず放送事業、放送のメディアというのは、ほかのいわゆる出版メディア等と違うところがあります。それは、放送を対象とした法律に縛られているというところがございまして、その法律というのは、大きくいうと電波法と放送法。電波法の4条で、総務大臣による免許事業であるということでもあります。ですから、波を使って放送を出すというのは総務大臣に権限がある。それに免許をもらわなければ波は出せないというところが1つございますのと、電波法というのは、いわゆる今まではハード系の法律だと言われていたのですけれども、それに対して、ソフト系の法律として放送法というのがある。その放送法の3条の3というところで、放送事業者はすべからず番組の編集基準というものをつくりなさいと定められています。それを総務省に報告するとともに、一般に公表しなければいけません。

それで、今、事務局の方がおつくりいただきましたNHKと民間放送連盟の放送基準というものがございまして、NHKはNHK独自のものをつくっております

ますが、民間放送連盟に加盟している、いわゆる民放と言われる各社は、ほとんどが民間放送連盟の放送基準というものをそれぞれの社が準用しているというのが現状でございます。ですから、それぞれの社が放送基準を持っているのですけれども、その書き方としては、民放連の放送基準を準用するというふうなことで、ですから、民放連の放送基準は即ちそれぞれの社・局の放送基準になっているということでございます。

では、我々、放送倫理番組向上機構というのは何をやるかということ、簡単に言ってしまうと、それぞれの社がNHKの放送基準と民間放送連盟が示している放送基準にのっとった放送をしているのか、いないのかというところを我々BPOというのは、そこについて考えるという組織でございます。

目的については、基本的に書きましたけれども、まず第一義的には言論の自由を確保しつつというのが1つあります。言論・表現の自由を確保した上で、視聴者の基本的な人権を擁護する。そのために、我々は独立した第三者機関として正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的とするというのが我々の役割であります。

BPOには3つの委員会がございます。1つは、放送と人権等権利に関する委員会、一般的には人権委員会と呼ばれております。それからもう1つは、放送倫理検委員会。それと、放送と青少年に関する委員会、これは略称としては青少年委員会と言っています。

それぞれの3つの委員会ができた経緯について簡単に申し上げますと、まず、人権委員会は1997年にできました。なぜできたかということですが、1996年、テレビ朝日の報道局長の　　さんという方がいて、それが民放連のある閉ざされた会合の中で、「自民党政権の存続を阻止する」というような発言をしたことが時の政府の中でいろいろ問題になりまして、これを契機に多チャンネル懇話会というものが組織されて、その中で、放送のあり方等について考える。この多チャンネル懇話会というのは当時の郵政省の諮問機関ですが、その中で報告書が出ました。その報告書というのは、放送事業について何らかの第三者的な組織をつくるべきではないかという答申でした。当初、これは民放連もNHKも反対をしました。というのは、放送事業者というのは、そういうふうな第三者機関に関し規制されるものではなくて、自主的にそれぞれの事業者が判断して自律的にやるべきものであ

ろうということで反対の意向を示していたのですけれども、時の勢いに押されて、やはり人権委員会というものをつくらなければいかんということになりました。

それから、放送倫理検証委員会というのは2007年にできたのですけれども、これは記憶に新しいところですが、「発掘あるある大辞典」という番組がありまして、それで納豆ダイエットというのを放送したのですけれども、その放送が、その回の放送も含めて偽造とか捏造があったという事件がありました。それを受けて放送法の改正の動きが出ました。その放送法の改正の中身というのは、総務大臣にもう少し力を持たせて規制ができるような法律にしようではないかという案が出て、結局、それはその部分については改正されなかったのですけれども、それを受けて、放送事業者として、虚偽放送等について、それから放送倫理について考える何らかの委員会が必要ではないのかということでできたのがこの検証委員会です。

それから、青少年委員会というのは、2000年にできたのですが、その前の年でしたか、バタフライナイフ事件というのが実は起きまして、これはテレビのある番組で、大変人気のある役者さんがバタフライナイフを使ったシーンがあった。それで、バタフライナイフを使った殺人事件等が起きてしまった。それで、青少年に対するテレビの影響というのが議論されまして、青少年に有害環境対策法案というものも用意された。結局、これは提案されなかったのですけれども、その法案の中で、やはりテレビ表現、放送表現についての規制を受けかねない事情が起きてきたということもあり、NHK、民放は放送と青少年に関する委員会というものをつくりました。

そういうことで、3つの委員会とも、できる経緯としては、いろいろな社会的動きというのがあり、それを受けてできたという経緯がありますけれども、単にショックアブソーバー的なものではなくて、各委員会はそれぞれの業務を独立した形でやっています。各委員会にはそれぞれ委員がいますけれども、委員というのは放送事業者を含まない人間で組織されています。全員が第三者といえますか、放送事業者に利害関係のない人の中で選ばれている。

では、人権委員会は何をするかということ、人権委員会というのは実は原則申立て制でして、放送で何らかの権利侵害を受けたという人がありました。その方がBPOに連絡をしてきます。そのときに、まず一次的に何をやるかということ、人権委員会は局との話し合いを優先的に行ってはいかがですかというアドバイスをします。

しかし、その被害を受けたという方が局との話し合いがつかないという場合に、申立てを受けた上で、それが申立て概要に当たれば審議をして何らかの結論を出す。ここに勧告や見解と書いてありますけれども、そういう形で何らかの結論を出す。

検証委員会は、先ほどもちょっと言いましたけれども、虚偽放送及び放送倫理上の問題に関して勧告や意見を出すというところです。簡単に言いますと、「あるある」みたいに局が自主的に調べた上で、こういうふうに間違っておりましたということも含めて、何らかの虚偽放送があったとき、もしくは捏造と思われる放送があったとき、または放送倫理上の問題が何かあるのではないかというとき。これは申立て制ではなくて、委員会が独自に判断して取り上げるか、取り上げないかを決める。

青少年委員会ですけれども、放送と青少年に関する問題に関して見解と書いてあって、こういう書き方しかできないのは、実は青少年への影響というのは大変難しいことがありまして、青少年委員会ができた経緯はバタフライナイフ事件だったわけです。2000年にできて、まず何をするかということで、青少年委員会の1つの役割として、放送番組における審議ではなくて、調査研究をなささいというのが規約で定められています。それで、まず最初に何をやったかということ、放送事業が青少年に与える影響という調査を2000年から4年間かけて、約1,000人の小学校5年生から中学校2年生になるまでの子どもたちを調査した。それから、その家族、お母さんについても付帯的に調査をまずやりました。その結果ですけれども、たぶんこういう調査はかなりいろいろなところでやられているのですけれども、放送が青少年に具体的にどういう影響を与えるかということは、ほとんどの調査の中で結論が出ないんです。例えば子どもたち、青少年というのは、放送の中だけで生活をしているわけではなくて、基本的には社会の中、家庭であったり、学校であったり、友達であったりとか、いろいろな部分の中でいわゆる自分の人格形成をしているわけですから。では、直接的に放送事業が青少年にどういう影響を与えるか。例えばバタフライナイフ事件があったときに、では、その子どもは本当にテレビがあったからバタフライナイフを使って事件を起したのか。もしその放送がなければバタフライナイフを使ったのか、使わなかったのか。何らかの影響がないとは言えませんけれども、その因果関係がよくわからないというのが実はあります。

そこは青少年委員会のわかりにくさというのがありまして、ですから、青少年委

員会には勧告権限というのはございません。勧告権限というのはどういうことかという、具体的に言うと、テレビ局に対して訂正放送、謝罪放送をなさいますとか、再発防止策を出しなさいということですが、青少年委員会は勧告権限というのはありませんで、基本的には委員会の見解という形で放送局に対して、我々委員会としてはこういうふうに考えます。それについて、では放送局、放送事業者はどういうふうに考えるのですかというのは、あなた方が自律的・自主的に結論を出してください、方向を出してくださいというのが、実は今言ったBPO、人権委員会、検証委員会も勧告権限はありますけれども、勧告をするという行為はできますけれども、それを放送局に対して、必ずやらなければいけないという権限は実はないんです。そういう拘束力はないんです。ですから、あくまでもBPOというのは、視聴者とか放送事業者の立場を十分に理解した上で、別に監視したり規制したりすることではなくて、放送事業者が抱える問題をあなた方が自主的、自律的に判断をして解決をしていただくための提言を我々はするんですよというのがBPOの立場でございます。

以上ですけれども、では、BPOを何をもとに判断するのかというのは、基本的には視聴者の意見が寄せられますので、それをもとに、取り上げるべきか、取り上げるべきではないかということ踏まえて審議をしたりするというのがBPOの活動でございます。以上でございます。

都 ありがとうございます。それでは、お2方に現状をいろいろご説明いただきましたけれども、ここでご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

保護者 と申します。よろしくお願ひします。コンピュータソフトウェアのマーケティングについてお聞きしたいのですが、先ほど一番最初のパッケージ販売、ダウンロード販売といろいろありますが、例えば18歳禁止指定、R指定、一般指定の3種類の中の売上などをわかる範囲で教えていただけないかなと思っているのですけれども。

自主規制団体関係者 レーティング別のものですか。

保護者 はい。

自主規制団体関係者 この1年間、R指定はございません。18禁が大体97%を占めておまして、一般作品が残りの3%ということです。細かい数字は今持っていないのですが、大体それぐらいだと思います。

保護者 ソフトウェアの売上率というのは、毎年上昇に転じているのですか。

自主規制団体関係者 全体ですか。

保護者 全体で。

自主規制団体関係者 この5年間ぐらいは、全体では下降気味です。設立以来、右肩上がりでしたが、ここ5年間ぐらいは下降が続いているという状況です。

保護者 わかりました。

都 ほかに何かございませんか。

保護者 と申します。今のお話の中で出てきましたレーティングの基準ですけれども、これは倫理機構さん独自の基準だと思うのですが、これと、例えば海外諸国のレーティング基準というのがいろいろあるかと思うのですが、その辺の基準と比較した場合に、どのような位置づけでこの基準を設定されたのか。もしそういったことを考えながら設定したのであればちょっとお聞きしたかったのですが。

自主規制団体関係者 私どもの倫理規程や審査基準は日本国内のみということで、海外の法律、例えばアメリカに行きますと州によって法律が異なってくるとか、社会的な習慣とか、国がすべてコントロールしているとか、そういう国が結構ありまして、例えばわいせつ罪というものを取り上げてみても、日本とアメリカとはどう違うかとか、そこまで私どもは研究しておりません。ましてや、これは中国とか、あるいは韓国とか、近隣の国へ行ってみてもなかなかわからない。社会習慣もわからないということで、私どもの倫理規程や審査基準はすべて国内のみということで、私どものパッケージはジャパンセールスオンリーという表記をして、海外からいたずらに誤解を招くようなことは避けようと一方的にメッセージを出しています。かといって、海外へこのソフトが流れないというわけではなく、時にはそれが問題視されることがあります。以上です。

保護者 続けてよろしいでしょうか。といいますと、このレーティング基準というのは、いわゆる日本人の慣習に照らし合わせて、妥当と思われる範囲で設定をされたというふうなことでよろしいのでしょうか。

自主規制団体関係者 そうですね。法律は、例えば平成4年に私どもは倫理規程を制定していますが、平成11年10月に児童ポルノ法が制定されたときに、これは現在でも絵とかアニメというものは適用されていないわけです。実在する子ども、18歳未満の出演を禁止ということで、いわゆる児童ポルノですが、子どもの人権

を侵害しているということで、私どものソフトは直接法律には関係ないのですが、法律ができた以上は、やはり社会の理解を得るとか、あるいは個人の権利を守るということをベースにして、表現の自由があるという考え方をしておりますので、法律に沿って私どもも適用していくということで考えております。いわゆる法律とか社会通念上の倫理というのはございますが、社会通念上の倫理というのは変化していきますので、場合によっては緩めることもございます。例えばヘアという問題については、私どもは何年か前に倫理規程では禁止事項だったのですが、これはわいせつ罪ということで、いわゆる取締機関が現在においてもヘアは認めていないわけで、そういう中でヘアを完全に禁止するということの必然性といえますか、そういうものが果たして現在の社会の中ではどうなのかと。これだけ氾濫している中で、私どもが禁止すると、ヘア一本出ていてもだめだということで、本当に不毛の論争を加盟会社との間でやっている、それはちょっと行き過ぎではないかということもございまして、時代の変化によって変えているということです。

都 よろしいですか。ほかに。

保護者 ありがとうございます。言論の自由、そういったものも、人権尊重との兼ね合いとか、社会的風潮、法律に応じて自主規制や倫理規程をしてくださるということで、非常にありがたいと思います。いいもの、社会通念に反しないように、また人権を尊重して、そういったものを尊重しようという姿勢が非常に明らかで、細かい基準を決めていらっしゃるって、それをまずきちんと公表しているという点、また、事件やそのときの社会の風潮、法律に応じてどんどん対応しているという点を非常に頼もしく思いました。

ソフ倫さんのほうは、はっきりと幼児など、いわゆる社会的弱者の人権を損なわない、そういうものは制作しないと禁止事項の宣言がはっきり書いてありますし、青少年、子どもの表現について細かく配慮されている。非常にありがたいと思っております。というか、そういうものは必要ではないかと思っております。自由を自ら制限、また社会的な法律的なものもあると思いますが、自由を制限してこそ正常な社会が成り立っている。そして業界の発展、そういったものがあるんだということを改めて認識しました。

放送業界さんのほうも、全部、何か事件や問題、法律があると、きちんと委員会を立てられて非常に対応していく。最後におっしゃった視聴者の意見がもとである

と。自主規制だけれども、そういったものを大事に考えて、それを受けながら、こういった基準、または認定をしていくという点で非常に頼もしく思います。

自主的、自主的といいますが、やはりどちらも第三者をきちんと入れて客観性を担保している。そういった社会的にみんなが納得して認められるものが実際に機能していくことが、成果が上がり、業界の質の向上に寄与していくんだなと思いました。

また、調査研究、放送の影響、データが出ない。これは本当にそうだと思います。因果関係が不明、パタフライナイフを持ったから、その直接的な影響、これは学問的にきちんと特定せよというのは非常に無理だと思いますが、やはりそういった可能性、リスクがあるということを受け止められて、みんなで認め合う。それで、自立的に解決していくという姿勢、ありがたいと思います。今後ともこういったものを時代に応じて厳しく、また緩やかにするということもありましたが、厳しくしたり、対応していただければありがたいと思っております。ありがとうございました。

都 ほかに。

都 BPOの さんにちょっとご確認をお願いしたいのですけれども、私の聞き漏らしかもしれませんが、人権委員会は申立て制、検証委員会は申立てではないということで、青少年委員会についてはどちらなのかということです。

自主規制団体関係者 申立て制をとっているのは人権委員会だけです。青少年委員会も検証委員会も基本的には申立て制度ではなくて、委員会独自で判断をして、審議をすべきかどうかというのを決めるということです。そのベースになるのは何かというと、基本的には視聴者の意見であるということです。

都 視聴者の意見につきましては、恐らくわりと小さいものから大きいものというか、数的にたくさんの方が同じ問題について言ってこられることと、個人といいますが、数が少ないものもあるかと思いますが、青少年委員会のほうで見解を出すまでに検討されるものというのは例えばこういったものを選んでおられるのかということと、あと、もしそうやって青少年委員会として見解を出さなかったとしても、例えばこの番組についてこういうクレームというか、ご意見がきましたということは、どんなものでも放送局のほうにはお伝えされているのかどうかということをお教えください。

自主規制団体関係者 まず、視聴者の意見、特定される放送局の特定の番組について、もしくは特定される放送局だけでも構わないのですけれども、寄せられた視聴者の意見というのは全部当該局に返します。それから、前段のほうは、審議の何を話せばよろしいんですか。

都 見解を出す対象として選ばれるのはどういうものであるかとか、どういう問題意識のものであるかということです。

自主規制団体関係者 表現の仕方が大変難しく、青少年委員会で見解を出すことができるというふうに書いてあるのですけれども、見解の出し方というのは幾つかありまして、記者会見を開いて見解を発表するような形。それから、そうではなくて、ホームページとかBPOで出している何らかの媒体物を通じて委員会の意見を言う。これも見解の1つではあるのですけれども、そういう方法もある。では、何を取り上げるかということですが、青少年委員会が出す見解というのは2通りありまして、特定の番組に対する見解というのが1つあります。

それから、そうではなくて、放送局全体が抱える問題についての見解というのがあります。放送局全体が抱える問題というのは、一番わかりやすいのは、ちょうど去年の今ごろですけれども、芸能人の薬物汚染事件というのが8月の何日かから始まって、テレビに関して言うと、ものすごい量の放送がされたわけですね。それは特定の局だけではなくて、全部の局について、かなり膨大な薬物汚染事件についての報道がされたということがありました。それについては、青少年委員会から1つの要望を出しました。これは見解の1つですけれども、それは、もう少し多角的な報道をしてくださいと。というのは、薬物が青少年に与える影響というのは世界的に大変重大な問題です。そのために、今回の事件を皆さん放送局の人たちは膨大な量を放送されました。それは、委員会としては、量としては余りにも多過ぎるのではないかという危惧を持っていますけれども、それはそれとして、あれだけの量を報道するのであれば、薬物が持つ危険性とか、薬物を回避する手段とか、青少年に与える影響とか、そういうものも含めた多角的な報道をすることが必要だったんじゃないですか、そういう放送を望みますという要望を出しました。それは、特定の番組ではなくて、いわゆる放送局全体に関わるような要望を出すこと。

それからもう1つは、特定の番組に関して、あなたの局のこの番組については、ここの部分が余りにもひど過ぎますよという見解を出すことは物理的には可能で

すけれども、では委員会の、ここの部分のこの放送が余りにも行き過ぎていますよということが絶対的に正しいのかどうかということが、実は、先ほども言いましたけれども、放送が青少年に与える影響というものが学術的に明らかになりにくい状況であるということから、それはなるべく避けたいというか、特定しにくいという状況があって、特定番組についての会見を開き見解を出すことは余りありません。都 ありがとうございました。

都 ほかに。

出版関係者 確認だけですが、例えば青少年委員会では視聴者の意見をもとに取り上げるとのことですけれども、あくまで視聴者の意見の多寡とか、そういうことではなくて、問題の本質に沿って委員会として独自に判断をされるということによるしいんですね。

自主規制団体関係者 そういうことです。量ということではなくて、例えば1件しかこない意見であっても取り上げることは当然あります。それから、膨大な量がきても取り上げないことは当然あります。

都 ほかに何かございますか。

都 民放の関係でちょっとお伺いしたいのですが、視聴者の声を受けるための仕組みいうか、窓口といいますか、その辺は任意で寄せられる意見だけなのか、それとも何かそれなりの仕組みがあるのか、その辺をちょっと知りたいのですが。

自主規制団体関係者 というのは、具体的にはどういうことを指しているのですか。いわゆる何らかのムーブメントとか、そういうことですか。

都 例えば、モニター的な者がいるとかいないとか、もしくは、視聴者の意見を受けるのは、ただ視聴者の意見を受けるための窓口を設置しているだけで、そこに自然と意見が寄せられる、そういう仕組みだけにしているのか、その辺のことですけれども。

自主規制団体関係者 BPOは、テレビのスポット、ラジオのスポットを流していますけれども、連絡先はこちらという視聴者対応の電話番号を流しています。その視聴者対応に、あれは年間に2万5,000ぐらい意見がきます。それをもとにというのがベースですが、青少年委員会だけに限って言えば、もう1つ、中高生モニターというモニター制度をとっておりまして、実際に子どもたちがテレビを今どういうふうに見ているのかということも含めて、それは、あくまでも子どもたちはど

ういうふうに考えるのかという参考で、それを参考にした上で青少年委員会は審議のデータにしているということはありません。

都 ほかにございませんでしょうか。

それでは、様、様の貴重なお話、また、いろいろな意見交換、誠にありがとうございました。では、ここで様、様には退室していただきます。本日は誠にどうもありがとうございました。

(氏、 氏退室)

都 それでは、続きまして議題(2)のほうに入ります。保護者から見た図書類の現状につきまして、大体お1人5～6分程度でお願いできればと思っております。

では、まず様からお願いいたします。

保護者 ありがとうございました。今お話を伺いまして、やはり社会の安全を図るためには、私たちの意見、保護者の思いというものをきちんと一般化して、それに沿ったもの、それは法律であるか、自主規制であるかわかりませんが、そういったものに反映されてこそ健全な社会が成り立っていくのではないかと、子どもがきちんと育つのではないかとこの感を強くいたしました。自主規制をいろいろな業界、団体さんはやっているとありますが、やはりそれは自主である。また、基準が明確でなかったり、その業界の自主の考え方と、一般の保護者や、先ほど視聴者ということがありました。その価値観のズレが修正不可能になっていくこともある。そのズレをどういうふうになくしていくのか。客観性、一般性をどう担保するのか、透明性をどう担保するのか、それから、クレームの処理はどういうふうにするのか、そういったこと。社会の考え方、風潮がどんどん動いていく中で、その考え方の変化、現実とどんどん乖離していく。業界の生産物がどんどん乖離していく。そういったことを防ぐためにも、きちんと客観性を担保した自主規制。あるいは、先ほどもお話がありました。自主規制のきっかけはやはり法律である。そういったこと。保護者や一般の国民の声ということもありますが、やはりそういった仕組みづくりが必要ではないかと思われました。

私たち母親として見ますと、図書類についてということ。ある大学生のアルバイトの子から聞いた話ですが、やはり今、成人の本にしても漫画にしても非常にすごい。えげつないものが非常に多いという現状の中で、本屋でアルバイトをしている。夏休みになって、おもしろい人がたくさん買いに来る。それは、マスクをして、サ

ングラスをかけて、どう見ても小学生、あるいは、どう見ても中学生が入って来たら、「あっ、この子は買うな」と思って、エロ本とか、そういったものを買うなと思って待っている。もしそういったものを買ったら、「君、幾つ?」、「何歳?これはまだ売れないんだよ」と言おうと思ったけれども、そういった変装した小学生がいろいろ買いに来るんだけど、ギリギリの漫画を買ってしまう。これはだめだなと思うと、成人指定になっていない。だから、売らざるを得ない。でも、こういったものをこの子たちが読んで大丈夫かなど。僕は売りにたくない、見てほしくなかったというふうな実際のアルバイトの声も聞こえます。

私たち親として見れば、今は昔と違って、昔もエロ本とか、いろいろあって、今回のことを先輩たちに言うと、昔は悪書追放というのをやっていたのよ、あなたたちも頑張りなさいと言われるのですが、その悪書の内容が、ただえげつない性の表現というのではなく、非常に価値観を歪めるような、本当に社会や子どもたちの価値観や精神面がどうなってしまのだろうと思うような危惧が強くなるものが非常に多いとっております。それは、大人として、子どもの将来の人材を育てる大人たちがそういう思いを共有して、保護者だけではなく、行政も業界もみんなですべていかなければならないのではないかとっております。

はっきり言いまして、私たち親は読ませたくないというものはたくさんあります。今まで何回も何回も繰り返してきましたが、いわゆる近親相姦であるとか、子どもと大人の性交、それからボーイズラブとか、レズビアンとか、いろいろありますが、子どもがそういったものをしている、凌辱されている。しかも、それを子どもが喜んでいる。そういったものに描かれている子どもは、非常に喜んでいきます。でも、子どもにそういったことの快楽はない。これは、子どもに与えられるもの、子どもが受けるものは害です、傷です、これは傷害の漫画だと、そういった思いを親としては強く思います。でも、そういったものを楽しむ、喜ぶ人たちもいると思いますが、親として見れば、やはりそういったものは正直言ってしまうと描いてほしくない、あってほしくない。さっき禁止事項とありましたが、そういったものはつくりたくない、ソフトをつくりたくない禁止事項で言い切っていました。でも、これは図書とは違うといえば違うかもしれませんが、親の本当の願いは、そういったものはあってほしくない、描いてほしくない、それが正直な思いです。これは、そういったものです。そういったふうにしてほしくない。子どもの人権尊厳を傷つけないでほし

い、それが思いです。

でも、いろいろな自由や権利、そういったものがあるとすれば、それは子どもに見せないでください、売らないでくださいとしか今は言えない。東京都では言えないです。でも、ほかの県ではどうか。日本PTAで皆さんの話を聞くと、自分たちの県では全然オーケーだよ、そういうのも規制できるよ、なぜなら包括指定、特別指定のシステムが違うからと。システムが違うということだけで、それはどこの責任なのでしょう。システムが違うということだけで、東京都では見せない、売らないということができない。ほかの県ではできる。こういった行政システムというのはどういうことだろうか、そういった思いを強くしています。

私たち親としては、いろいろな議論があります。データがないとか先ほどありましたが、普通に考えて、青少年に影響がある、子どもたちに悪い影響があると思われるものはやはり見せない。リスクマネジメント、そういった危険があるのならば、それは売らない、見せない、読ませないといったふうに、リスクのほうに立っていただきたいと思っております。何回も言うようですが、大人の自由だけを強調して言ったら、それはただの大人の横暴としか思えないと思います。やはり子どもの権利や尊厳を尊重して、また、心配があったら、危惧があったら、それを最小限にしてあげる、それこそ大人の責任と義務ではないかと思っております。

もう何回も繰り返してあれですけども、何回も言うんですけども、こういったリスクの軽減というのは、もちろん家庭の親の教育力ということもあるでしょう。それから、学校で子どもに教育しろという議論もあると思います。でも、1年、2年では成果が出ない。10年、何十年単位でやっと。それから学校、行政の責任、社会の責任、企業の責任、そういったものが全部成り立ってこそ子どもたちが守られると思っております。私たちは、家庭の教育力が足りない、足りないと言われて、それは自認しておりますが、今の社会に生きる子ども、それをちゃんと育てるためには、全体の行政や企業、そして学校教育、家庭教育、すべてが責任を果たさないと成り立たないと思っております。

もう1つは、子どもが被害者になるとか、加害者になるということはありません。1つには、私たちは毎日毎日見守り活動をしています。本当に日々、子どもが性的対象とされることが増えています。5年、10年前よりも、子どもが、運動会するときにも本当にいろいろな人が写真を撮りに来ます。幼稚園でも、プールのときに

困いをしないとだめになりました。日々、道路でもいろいろな人に声をかけられてイタズラされます。見せられます。募金活動をしていても、そういった目で写真を撮られて、声をかけられる。こういった現状が社会の風潮として、何が原因とは言いませんが、子どもを性的対象とするというのが楽しい、喜ぶ、そういったものを助長するというか、認めるというか、そういった風潮も影響しているのではないかと思います。そういったものはおかしいんだ、いけないんだ、そういったような反対側の、子どもを性的対象とするのはいけないんだ、おかしいんだという、反対にそういった価値観を入れていかないと、今の現状は改善されないのかなという危惧を持っています。

私たち親は、子どもが性的対象とされて日々事件が起こる。SNSでもそうですけれども、そういったものと同時に、自分たちが育てている子ども、中学生や高校生になっていく子ども、その子たちがどういうふうに成長していくのか、それも気になります。先日、警察の方からお話を伺いました。子どもを性的対象とする事件がたくさんあって、捕まえてみたら、イケメンの中学生、高校生であるということも非常に多い。今までのように、子どもを性的対象とするのが、いわゆるちょっとおかしい中年のおじさんという概念ではなく、高校生がそういった子どもに興味を持って手を出している状況だということを先日お伺いして、本当に親としては、被害者と同時に、私たちの子どもが加害者とならないようにどういうふうにしたらいいのだろうか。普通の健全な精神を育てるためにはどうしたらいいのだろうかということも日々考えております。

保護者が見た図書類の現状については、見せたくないものが非常にたくさんあります。そういったものは本当は描いてほしくない、そして売ってほしくない、読ませてほしくない。読ませないというのは親の教育だろうと言われればそれまで。もちろんそういった努力もしていきますが、そのために皆さんのお力添えをいただきたいと思っております。

都 ありがとうございます。それでは、 様、お願いいたします。

保護者 ちょっと考えがまとまらないのですけれども、保護者から見た図書類の現状についてということですが、その内容については、私たちが子どもころの時代から比べれば、だんだん過激になってきているのかなという感じはします。ただ、どの時代でもそういったたぐいの図書類、雑誌類というのはあったわけで、ただ、

それが子どもの手に簡単に届いてしまうところにあるのか、ないのかということだ
と思うのです。以前にも書店等には並んでいたと思いますが、たぶん、それは有害
図書指定とか何とかということ以前に、レジへ持っていけば、そこで「君が買う本
じゃないよ」というふうな社会的な制約といいますか、規制といいますか、そうい
った青少年を守るという作用が昔は当然あったのだらうと思います。ところが、最
近はそういった作用が全く働かなくなってしまっている。節度ある大人がレジに座
っていればいいんでしょうけれども、そうではない、量販店のたぐいの書店等です
と、レジのところにアルバイトの学生等がいることが多いという中で、なかなかそ
ういった作用が求められにくいというふうな現状があるのかなというふうに思い
ます。

県のほうで、今年から青少年の健全育成等に関する条例というものを、今ま
でもあったのですが、その内容をさらに充実させたものを今年の4月から施行さ
れるようになりました。これは、県の女性・青少年課というところが窓口にな
りまして、有害情報対策委員会といいますか、こういった形で業者の方、コンビニ
エンスですとか、携帯会社、あるいは書籍量販店、そういった方々をお呼びしてと
いうか、同席していただいた上で、行政並びに我々保護者の立場の人間と意見交換
をさせていただきながら、この条例を立ち上げたということもございます。4月か
ら条例が制定されまして、それまでの間、昨年1年間、そういった意見交換をしな
がら、6月でしたか、いざ条例が制定されてから委員会で報告を受けましたところ、
街中、特に大型ショッピングモールですとか、そういうところに入っている書籍店
等については、有害雑誌といわず、成人向け雑誌、このたぐいのものは一切置きま
せん、置いていません、置くのをやめましたというふうなご意見が2ヶ所ほど挙げ
られました。というのは、やはりショッピングモールといいますか、そういったお
店での企業イメージを大切にしたい、何でもありのお店ではなくて、企業倫理とい
いますか、イメージを消費者にきちんと伝えられるように、そういったたぐいのも
のは一切置かないことにしてしまいましたというふうな意見を聞いたときに、これ
はすばらしいことだなというふうに思いました。

先ほどソフ倫の方ですとか、BPOさんは別かもしれませんが、児童ポルノ規制
法が成立したので、それにのっかって基準を見直して、幼児等に関するビデオは一
切つくらないというふうな話がありましたけれども、法律とか条例とか、そういっ

たもので規制するというのは、やはり社会を構成する上では、最低基準をつくっているのが法律とか条例だと思うんですね。それ以上に、よりよい環境を我々が作り上げるためには、条例で規制されているからやらないということではなくて、私たち一人一人のモラルとか、公序良俗に反していないかどうか、そういった良識のもとに判断をしていくのが、よりよい、すばらしい社会環境を構築することになるのだらうと思います。法律で認められているからいいんだではなくて、法律は最低限、誰もが守るべき基準であって、そこからさらに、よりよい環境をつくっていくことが青少年の健全育成につながるのかなというふうに思います。

表現の自由ですとか、作家の方々、あるいは表現者の方々にはいろいろあるんだらうとは思いますが、ただ、描いた方が自分で楽しむだけなら、それを規制しようとは思いませんし、ご自由に描いてくださいと。ただ、我々の目に触れさせてほしくない。ましてや、子どもの目に触れさせてほしくない。法律で規制する前に、各種団体さんが自主規制をするのであれば、条例ができてから、それを基準にして自主規制をしますよではなくて、さらにその上のステップで自主規制を考えていただきたいというふうに思います。

都 ありがとうございます。では、続きまして、 様、お願いいたします。

保護者 です。保護者から見た図書類の現状についてということで、今、さんと さんがまさに言われたとおりでございます。私、保護者の立場でございますので、ふだん教育の現場とか、あるいは学校にずっといるというわけではないので、今回、保護者から見たということで、幾つかいろいろな事例をお聞きしたのですけれども、あいにく夏休みということもあって、全体の意見というのは集約されていないわけです。ただ、親の気持ちとしては、今、 さん、 さんが言われとおりにないかというふうに思います。

幾つか出ている例の中では、これはちょっと表現があいまいですけれども、月刊誌の連載小説、漫画の作風が刺激的になっている。それから、無難と思われていたものについても非常に過激な表現が出てきている。これらの点について、保護者の懇談会で話題になることがあるということでございます。それから、学校のほうとしましては、読書の楽しみについて身をもって感じられるよう指導するとともに、健全な倫理観をもつ児童に育てたいという、非常に一般的なこと、それしかまだ学校のほうとしてはなかなか対策がないということと、成長段階において、グラビア

やその他の本に興味を持つ時期は遅かれやってくるということ。その前に、今言った読書の楽しみですとか、そういった倫理観を育てていきたいというようなことで、特に小学生を対象とする雑誌や小説において、また漫画においても、高い倫理観を制作者側のほうに貫いていただきたいという意見がございました。

それから、さっき意見が全部集約されていないというふうに言いましたけれども、非常に声は少ないのですが、子どもを取り巻く環境とか、情報の入手経路が、私たちが子どものときとはずいぶん違っておりますので、そういう面で非常に不安を持っているということで、先日も私申しましたけれども、やはり自分の子どもにはできるだけ非行に走ってほしくないとか、いい子に育てほしい。または、いい本をいい時期に読んでほしいとか、当たり前願いがございまして、そういう中で、今、子どもを取り巻く環境がずいぶん変化しているということで、声は少ないですけれども、非常に不安感を抱いているということが多いと思います。

保護者から見た図書類に関する意見というのは、先ほど来の意見と同じですけれども、私、6月の都議会で青少年条例改正案というのが否決、廃案になったわけですが、法律的なことは専門じゃないのでよくわからないのですけれども、単純になぜなのかなと非常に疑問に思いまして、要するに、いつもそういうことになると表現の自由という話になるのですけれども、例えば今回、表現の自由への侵害への懸念から、条文が表現規制になるおそれがあるとか、条文があいまいだというようなことで反対されるということもあったようですけれども、そういったことについては、法律の専門家の皆さんに委ねて直していただいて、とにかく子どもが見ていいものと、そうじゃないものというのを、私どもとしては、制作してはいけないというよりも、すみ分けをしてほしいというのが今の希望であるということで、その辺を早く東京都でもしていただけないのかなというのが私どもの気持ちです。

とにかく、うちの子どもたちを見ていまして、漫画ですとか、アニメですとか、あるいはビジュアルな動画などもそうですけれども、非常に刺激的といいますか、子どもが非常に引き込まれやすいんですね。そういう中で、性的虐待の問題もそうですし、暴力行為ですとか、いろいろなストーリー性があると間違った認識を持ってしまうのではないかとというのが親としては非常に心配であります。また、大変ご苦労されて自主規制をされているということも先日お聞きしましたけれども、とにかく膨大な書籍類、そして、これから特に出版界では電子書籍化というようなこと

も出てまいりまして、そういった中でどういった規制というか、どういったことができるのか。ちょっと言葉は変ですけども、非常に気になっております。以上でございます。

都 ありがとうございます。

続きまして、3つ目でございますが、教育関係者から見た図書類の現状につきまして、お1人10分以内程度でお願いいたします。では、まず 様、お願いします。

教育関係者 私は、小学校の校長という立場からお話をさせていただきたいと思えます。今の小学校の子どもたちの様子を見てみると、自分が子どもだったころよりも、はるかに早く異性を意識する、そういうようなものがあります。ただし、これは極めて興味・関心的なものであって、深い理解とか、そういうようなことではない。そういったようなことで、早くから異性への関心は今の子どもたちはあると思います。ただ、子どもの発達を考えたときに、今、いろいろなアニメとか、漫画の中に出てくる性的な描写、こういうようなものについて、やはり理解ができるか、正しい認識ができるかということを考えてみると、これは難しいと思っています。そうした子どもたちが、自分の理解ができないものに対しては、やはり恐怖感や嫌悪感というようなもの、さらには、現実とかなりかけ離れて強調されたアニメの表現の中で、誤った認識が形成されるというような危惧を私は持っています。十分に判断力が備わっていない子どもたちに、今のような形で、子ども自身が対象になる性的な描写、また、子どもたちが自由にそういったものを手にできるような環境というのは、やはり子どもの発達を考えたときにどうなのかなというふうに思っています。

特に、私たちは子どもたちに教えているときに、人を大切にすること。これは教科の内容以前に、お互いを大事にしよう、自分のことだけでなく、人を大事にしようということを子どもたちに教えています。そうした中に、今回話題になっている、子どもが性の対象として描写されている。まさに弱い立場の人間に強い立場の人間が、暴力的と言っているのだと思うのですが、そういうような形でそういう内容を見せていくということはどうなのかなというように思っています。子どもは大人と違って、大人は自己責任、自分で判断をして、自分で判断した結果については自分で責任をとらなければいけない、それが大人だろうというふうに思っ

ています。子どもは、それだけのものがまだ育っていない。そうした中で、やはり自由に見れる、または自分たちと同じような年代の者が対象にされて、興味本位の扱いをされていくというようなことは、我々教育をあずかる身としては、今の状況というのは考えていただきたいというふうに思っているところです。

特に、私も一部読ませていただきましたけれども、ストーリー性がなくて、性的行為の場面が単に連続するということで、なぜそういうふうになるのかということ、1つの流れの中ではなく、一つの性的行為の場面だけが連続するというようなことで、ますます子どもにとっては理解ができない。逆に、こうしたことから、相手を尊重するといった考えは育たず、今のままでは、自己の性に対しての嫌悪感といったようなものが育ってしまうのではないかと、そんなふうにも考えています。

都 ありがとうございます。では、続きまして、 さん、お願いします。

教育関係者 中学校の校長の でございます。子どもたちは6歳から15歳まで、小学校という括りと中学校という括りの中で成長していくのですが、その個人は、高校もそうですけれども、つながっているということ。そういう意味で、小と中の大きな違いはないと認識しているのですが、ただ、我々はだいぶ前から核家族云々の声が聞こえてくるのは、自尊感情の低下、自分を大切にす気持の低下とか、それから道徳性とか、規範意識が欠如してきたというような声はかなり昔から聞こえてきているわけです。そこには、確固たるモデルとなる人間の存在がなくなってきたと、きつつあるということも含めて、子どもたちの環境がまさに変わってきているという現実を突きつけられていて、その中での成長は、子どもたちは個々バラバラに成長しているわけですね。当然ですね、個性があるわけですから。そのバラバラなところで1つの画一的なものをドンと提供するということは、かなりの慎重さが必要ではないかと思っているところです。

性教育に関して話させていただくと、我々学校における性教育となりますと、自分は男として女として生まれてきて、ジェンダーという話がありますけれども、生まれてきた後、どう成長させられたか、育てられたかで、そこに決定していくということもありますし、さまざまな決定要因があるのですけれども、その性をどのように自認しているかということと、それから男女の豊かな人間関係をどう築いていこうかということと、家庭や社会の一員としての自分、それをどういうふうに確立していこうかという、大きな3つの目標を持って性教育というのは展開されている

わけです。ですから、必ずすべて、その発達に違いがあるから、それぞれ発達課題という言葉は最近使われなくなったようではすけれども、その子にとって、それをクリアしなければならない課題というのがあって、それをスモールステップで障壁をつくりながら、課題を本人の課題として認識させて、それをクリアしていく。そして、まさにクリアできたという達成感を与えることによって、次への挑戦が生まれていくというような、そういう教育をするわけですね。ですから、そこには個々バラバラ、さまざまな状況の中で、成長はバラバラであるという中で性のに関する成長も画一的に指導できるものではない。でも、画一的に指導しなければならない点も当然あるのですけれども、今問題になっているものはさてどうなのだろうかという現実を突きつけられるわけです。

それで、中学校における教育に関して、ある一定の方向性が出されたので、ここでご紹介させていただきますけれども、平成18年2月に出されました中央教育審議会の中間のまとめという中で、健やかな体を育む教育のあり方に関する専門部会が性教育について述べております。「学校における性教育については、子どもたちは社会的責任を十分にとれない存在であり、また、性感染症等を防ぐという観点からも、子どもたちの性行為については適切ではないという基本的なスタンスに立ち、人間関係の理解やコミュニケーション能力を前提として、心身の発達など科学的知識、理性により行動を制御する力、自分や他者の尊重の心を育むことなどが重要である」と。それが続いていくのですけれども、このように、スタンスとしては、性行為については適切ではないという基本的なスタンスを打ち出されています。しかるに、そういう意味で、この問題を突きつけられたときに、いかななものかということとは当然発達段階において考えられるべきだと思います。

子どもたちは、幼少時代に、私もそうでしたが、ごっこ遊び、ヒーローものってありますよね。昔だったら何でしょう、月光仮面だったんでしょうか、ナショナルキッドだったんでしょうか、そういう仮面をかぶり、マントを翻して走り回って、みんなが月光仮面やナショナルキッド、七色仮面になって、誰が誰だかわからないけれども、本人はその気になって遊び込んでいた時代から、だんだん自分とヒーローとは違うんだという認識を持っていく。いわゆる抽象概念が芽生えていく。その抽象概念を確立していくという子どもの成長に、我々教育は後押しするわけです。ただ、基本的な抽象概念、自分と現状とは違うんだということを認識できるまでに

は、かなりの年数が必要ではないかと思っているところです。ですから、そういう意味で、偏った一方的な、私は事務局からお借りしたものはすべて読んでみたのですけれども、偏った情報提供だなと思わざるを得ないし、それから、やはり大人の視点で描いた作品だなということも拭いられません。そういう意味で、我々が教育すべき、自分できちんと判断できて、責任もって行動できる子どもたちに提供すべきものではないという認識を強く持つ者です。

教育は適時性を逸すると、その回復は不可能と言われていきますので、もうそれを飛び越した子どもたち、こんなものは十分理解して「俺の世界じゃない、私の世界じゃない、大丈夫だよ、先生」という子もいるでしょうが、そうではない子どもたちもいるというのが事実でありますので、その辺のことを十分に勘案してお話を進めていただきたいと思います。ご努力いただきました本屋に行って店頭で見させてもらいました。ポイと持ったらテープで2ヶ所あって、これは読めないけれども、さて、この後どうするかなと。表紙を見て、子どもはこういう絵を見てどういうふうに思うのかなと。この表紙も1つの問題提起だろうと思う。その努力は十分に理解させていただきました。その先のことをまたご努力いただきたいと思っていますところです。以上です。

都 ありがとうございます。それでは、本日いろいろご意見等ございましたけれども、改めて意見交換をお願いしたいと思いますので、ご意見を賜ればお願いいたします。

出版関係者 一般的なことでちょっと先生方にお伺いをしたいのですが、現在の状況の自尊感情の低下であるとか、規範意識の低下といった子どもたちの状況について、それを改善するといえますか、よりよく指導していくためには、こういったことが望まれるというふうにお考えでしょうか。

教育関係者 これは難しい問題なんですよ。先ほどモデルがなくなると。お父さん、お母さんも、大きな家族の中で自分たちで、これがすばらしい生き方だということを十分学習できてきた時代から、今はそういう時代ではない。私もそうじゃないかなとは思いますが、これは、人生の中でさまざまな書籍等で獲得していくものだと思うのですが、そういうものがない世の中ですので、一番大切なのは、やはり道徳心というか、公德心というか、それを提供できる。私は今、自分のところでは道徳の授業を大切にしているところです。だからといって、道徳がすべ

てではないですね。全教育活動の中でやっていきますので非常に難しいですけども、人にやってもらってうれしかったことは子どもの前で言おうねというふうに教員に話しています。人にやられて不愉快だったこと、それは不愉快だというふうに言おうねということで、そういう善悪のこと。それから、相手がどう思うかによって、さまざまな規範の意識の芽生えが出てくるんですよ。ですから、そういう意味で、正しいものは正しい、だめなものはだめと言える指導をするし、さまざまな機会を捉えて情報提供していこうということです。地道な活動だと思います。

教育関係者 中学校と小学校はそんなに大差ないと思うのですがけれども、やはり自尊感情を育てていくためには、子どもたちにいかに成功体験を味わわせて、自分に自信を持たせるか。今、自分に自信が持てない子どもというのはとても多いと思っています。ですから、小学校の場合には、さまざまな行事とか、もちろん日々の授業の中でもそうですけれども、いかに成功体験をさせて、それを自分の自信に変えていくか、こういうようなことに力を入れてやっています。

それと同時に、やはり自尊感情というのは、相手から自分のよさが認められたときに、自分ってすばらしい、自分はこういうところがいいんだという自覚ができるだろうと思うんです。自分だけで自分のよさというのは見えないですから。人と関わる中で、やはりお互いのよさをどうやって見つけていかせるか、このようなことに小学校では取り組んでいます。

いずれにしても、いろいろな調査を見ると、成功体験が少ない子どもというのはすごく自信もないし、自分を肯定的に見られない。小学校のいろいろな調査の中ではそんな結果も出ていますので、やはり自分を大切にすることを小学校では大事にしてやっているということです。

出版関係者 そうしますと、やはり成功体験を重ねたり、自尊感情が育つような環境をつくっていくためには、単に自分自身が成功するだけではなくて、そのときにマイナスの要因といいますか、逆に、成功するために相手とのコミュニケーションをとったりすることも出てきますよね。そうした中で、単にプラスの側面だけを体験していけば、発達段階に応じた教育ということが言えるのかどうか。つまり、マイナスのことを体験することによって、何が大事なことであり、どういったことが相手を尊重するのかといったことにもなっていくわけですよ。ですから、単にプラスの面といいますか、いいことだけを学習させていくということではないという

ことによるしいんですよね。

教育関係者 先ほど説明させていただいたときに、スモールステップという話をさせていただいたのですけれども、我々が策してといいますか、子どもたちがぶつかって、しくじってしまったいわゆる失敗体験、これを小さな小さな失敗を積み重ねていって、さまざまな選択肢の中から、こういうのがあったんだというようなことも当然考えています。それによって、失敗体験を通じて、自分がどうすればいいかというのが生まれてきますから、さんがおっしゃるように、まさにそういう小さな小さな、大きな最初からドーンと失敗すると大変なことになってしまいますので、小さな失敗は経験させているつもりですし、子どもたちもそれを越えて、「やった！」と小さなガッツポーズをいっぱい持っていくんじゃないかと思います。

教育関係者 私のところは幼稚園もあるものですから、幼稚園の子どもも一応私の指導の範疇に入っているわけですがけれども、やはり小さい子を見ていると、失敗体験というよりは、質のいい成功体験を積み重ねていったほうが子どもは前向きにどんどん育っていくと思っています。やはり失敗体験から学べるというのは、一定の年齢になったときに、その効果がでてくると思います。だから、一概に失敗体験も必要だろうというのではなく、小さい子どもには失敗体験はできる限り少ないほうが前向きにいけると考えます。逆に、前向きにいける子じゃないと、失敗を乗り越えていく意欲がないですから、小さい子、まだ十分いろいろなものの理解が進んでいない子ほど、やはり成功体験を大事にしていくことが必要だろう。中学生ぐらいになると、たぶんいろいろ経験の幅も広がってくるので、失敗を乗り越える術も身につくでしょうし、失敗から失敗の意味だとか、失敗から自分の学ぶべきことを得ることができるだろうけれども、小さい子どもにはマイナス体験というのは大きい子とはまた違うだろうと思っています。

出版関係者 確かに、幼稚園あたりは違うでしょうね。

都 ほかにご意見、ご質問等があれば。

出版関係者 我々業界もいろいろな自主規制をやっているのですけれども、先ほどさんのほうから、より高いステップでの保護者として自主規制を望んでいるという発言がありましたけれども、我々業界も、書店の店頭とか、予算とか、いろいろなことを考えながら自主規制をずっとやってきたのですけれども、保護者の立場から、こういうことをやればより効果がありそうだというようなことがあったら教

えてほしいのですけれども。

保護者 今のは東京都内の書店での自主的な努力に対してということですか。

出版関係者 一般的なものです。

保護者 前回お話を伺ったときに、成人向け雑誌等については、取り扱うお店を限定していこうかというふうなお話が業界さんのほうから出された記憶があるのですけれども、そういったことが実現していったら素晴らしいなど。あるいは、地理的なゾーニングと申しますか、店舗内でのゾーニングではなくて、地理的なゾーニングで、この辺のエリアはそういった書店が多くあるとか、あるいは、通常の住宅街の中の、あるいは駅前、そういったところの書店等には通常は置かないとか、そういったことができたら素晴らしいだろうなということと、あと、私が一番身近なのがコンビニエンスストアなので、県に限らず、ほかのところもそうだと思うのですが、条例等で陳列方法についての規制をしておりますけれども、かなりコンビニエンス業界さんに配慮した規制等になってしまっているのが現状かなど。

というのは、例えば成人向け雑誌のコーナーであれば、それを明確に「成人向けコーナー」と書きなさいということと、10センチ以上、都道府県によっては20センチ以上というのがあるようですけれども、プレートで両サイドを囲いなさいというふうな方法と、あとは、完全にブースで囲ってカーテンを閉めて、その中だけにしなさいという陳列方法もあるのですけれども、コンビニエンスにいたっては、当然、ブースで囲ってカーテンを閉めてなんていうスペースはあり得ないですから、当然、10センチのプレートで両側を仕切って、真っ正面に立てば丸見えなわけです。これで何のゾーニングなのかなというふうに感じてしまうわけです。

それで、日本PTAでもコンビニエンスさん側に申入れをしたのですけれども、平置きではなくて縦置き陳列を実施してくださいというふうなことを申し入れております。先ほど校長先生からもお話がありましたように、表紙だけでかなり過激な、あるいは裏表紙だけで過激な表現のものが多いいということも考えますと、縦置きで陳列をしてほしいというふうな申入れをしてあります。それから、できれば販売の自粛等も考えていただきたいというふうなことも申入れをさせていただきました。以上のようなことでよろしいでしょうか。

出版関係者 はい。

都 さん、どうぞ。

保護者 保護者の要望ということですが、自主規制を非常に強調する。自主規制でいろいろなものが守られるというのであれば、先ほどの基準、2つありますソフ倫と放送業界のほう、あのレベルのものをつくっていただきたい。また、第三者も加えて、本当に客観性、透明性を担保されたもの、そして公表して細かい基準。今、判断基準が非常にあいまい。今の自主規制の判断基準が非常にあいまいで、規制とは言えない。しかも、流動的、抽象的で、あいまい、恣意的、意味がわからない。余りにも抽象的過ぎて、これは個人の範囲、そのときにいた人たちのとり方は言い方で流動的になってしまうのではないかという危惧がありますので、そういったものをきちんとつくっていただき、システムもつくっていただく。そういったものを希望します。

もう1点、希望するとすれば、現在の不健全図書の指定の半分はいわゆるアウトサイダー、皆さんの自主規制団体に入っていない。一生懸命してくださっても、もともと自主規制に入っていないところの図書販売者が半分です。そうすると、幾ら自主規制を頑張っていたとしても、自主規制から漏れる半分はどうやって健全化するのか。それは、業界の責任なのか、社会の責任なのか、半分は野放しになってしまう。その業界団体でもできない部分、そういったものはどうしたらいいのか。そういったものこそ社会のシステムとしてやってもらうしかない。まず、業界は自主規制をきちんとしていただき、その範囲内は徹底的に守っていただく。そして、あと半分はどうするのか。そのことにも目を配っていただきたい、そういうふうに思っております。

それから、ちょっと補足ですけれども、先ほどマイナスの体験ということがありました。でも、マイナスの体験は、その種類と程度と時期によって決定的な傷と害にもなる。そこをわかっていなくては、一概にマイナス体験、失敗体験としては語れないと思っております。

それから、規範意識について。私は、今まで規範意識が低い低いと言われていて、それは善悪の判断によるのではないかと思っていましたが、昨今、警察や、いろいろな話を聞きますと、そうではない。悪いとわかっていてもやるんだということがわかりました。つまり、今の規範意識の問題は、いかにルールを守り切るか、守るかという姿勢の問題だということがわかりました。つまり、万引きでも何でも、小さくても、善悪の判断ではなくて、規範意識は、悪いとわかっていてもやってしま

う。それはなぜか。自分の利益優先。得するから、楽だから、気分いいから、怒られないから、捕まらないから、そういったことでやってしまう。それが今の規範意識の問題であるということがわかりました。

では、それをどうしたら、子どもたちに本当の規範意識を入れられるのか。先ほど先生方がおっしゃっていたとおり、本当のプライド、本当の自己肯定観。人が見ていなくても、怒られなくても、自分はそういうことはしない。自分として誇りをもって生きていく、本当にそういった姿勢や考え方を育ててあげなくてはならないんだなと思いました。でも、今、規範意識を考えた場合に、これは大人の姿勢じゃないか。捕まらないからいい、得するから、儲かるから、楽だから、気分いいから。私たち大人としても非常に反省させられました。私たち大人も、本当のプライドと自尊心、自己肯定観を持って子どもを育てていかなければならないと思った次第です。

出版関係者 今、半分はアウトサイダーというご指摘がありましたけれども、それは何を根拠におっしゃっているのですか。

保護者 東京都が今している現在の不健全図書指定、その中の販売者というのを見ると、半分ぐらいは。

出版関係者 いつのものですか。

都 私、今ここにデータを持ってきていないのですけれども、その件につきましては、こちらで集計をとったものでございまして、特にそれは非公表とすべきものではございませんので、必要などころには情報提供しております。実際のところ、ちょっと覚えておりますのは、表示図書制度導入以降の不健全図書指定のうち、50%ちょっと過ぎがアウトサイダーというか、出倫協及び出倫懇に非加盟のところになるということです。

出版関係者 では、その数字は後で確認したいと思います。

それから、そういったアウトサイダーに対しては何もしていないというふうなご指摘でしたけれども、我々のほうは、いわゆるシール留めをするときにも、そういった方たち（いわゆるアウトサイダーの人たち）もお招きをして、今後こういうことをするのでご協力をお願いしたいと説明会をきちんとしております。実際、そういった方向で運用されていると思います。

それから、今日お見えのPTAの方は都小Pの方と 県の方で、先ほどから日

本PTAというふうな発言がございましたけれども、例えば日本PTAさんで「子どもとメディアに関する意識調査」というのをおやりになっていますね。その結果を見ますと、有害図書等の範囲を現状以上に拡大するとか、あるいは有害図書等の規制を要望するというのは、数字的には非常に高くない数字になっていますね。ですから、むしろ日本PTAさんの意向としては、そういったことよりも、出版業界に対して要望するとか、そういったことをむしろ進めていく。あるいは、子どもの目に触れる情報については、保護者がさらに関心を持つ、啓発するといったもののほうが数字的には大きい割合になっていますね。ですから、そういった状況を踏まえなくて、自分たちが代表というような形でご発言をされても、ここは公式の場ですから困ると思います。

保護者 その件に関しましては、会長とも環境委員会の副会長とも話しました。そのデータがこういうふうに使われてしまってどうということかと。日本PTAの会長、それから役員さんにお話をしました。そうしたら、これは全く本当に違う、データの恐さ、アンケートの恐さ。ただそういうふうはどうですかと聞いただけ。一般の全国の保護者に、いろいろなアンケートの中の一部として聞いただけでそういうふうに出た。問題意識も何もなし。そういったことで、そのデータが切り取られて、この部分だけ使われてしまった。それは非常に申しわけないという意向です。日本PTAに関しましては、今回の件は全部お話ししてきました。そして、私と　さんは環境委員会、その調査をする委員会です。そして、今年の文言をどうするかということもいろいろ検討しております。それから、今回の件も全部報告してあります。それで、皆さんの意向としては、こういった問題、それは全面的に支持するので頑張ってきてほしいと。だめなものはだめ、嫌なものは嫌、子どもに対してマイナスのものはマイナスであると、その親の姿勢は変わらない。ただ、去年、一昨年、何の問題意識もないままの、ただの膨大な質問事項の中の一部でそういうふうに出してしまった。それを切り取られて、あるメディアに今回使われてしまった。それは非常に遺憾である。そういったふうな使われ方をされたくないと思っています。この件に関しては、先月も会長や委員会と話し合っただけです。そのデータが代表で、私たちの意見が代表ではない、そういうのは非常に失礼かと思っています。

出版関係者　でも、日本PTAの責任をもって公表して、ホームページに載せているものですよ。それを違うというのはおかしいんじゃないでしょうか。

保護者 それは、この件に関して調査を取って、この件に対してどうですかと言ったわけではないです。しかも、全国的にはもう条例とかそういうもので全部担保されている。東京都だけ個別指定で包括指定がない。ああいったものは指定できないという状況にあるわけですね。この件は十分伝えられているので、それ以上それは必要ないという答えは、あれは全国調査ですから、もう包括指定とかそういうものがあるわけで、実際ああいったものは、今、東京都で見られるものは、ほかの県では見られないようにできるシステムがあるわけですから。その中で、あえてそういったものを要望しないというふうになっているわけです。それを切り取って、今回はそうじゃない、この業界はこうだと。それは非常に恣意的であって、おかしいと思います。

出版関係者 切り取っているわけではなくて、これは 先生が解説をされている中にきちんと書いてあるんですよ。

保護者 だから、このアンケート調査をしたときには、この問題でどうではなくて、ほかの県、全国レベルなわけですね、北海道から沖縄。その県では、もうすでにこういった、要するに規制が必要だとか、必要でない以前に、もうあるので、こういったものは見せられないようにできているわけなので、特にそういった問題意識はなく、もっとこういうふうにしたらいいという意見が出ただけで、そのデータをもって、今回の件に関して日本全体がそういうふうにいるというふうにするのはおかしいと言っているわけです。

出版関係者 包括規制だろうが、個別指定だろうが、それはそういうものがあれば上がってくるのは当然ですね。ただ、現状として、そういうものが増えているというのは全国レベルでもありませんよ。

保護者 ですから、それは、そのアンケートをとったときに、そういった自分たちの県の状況を見て皆さんがただそういうふうに応えたというだけであって、そのデータをもって、今回の件に対して、日本PTAの人たちはこう思っているというふうにするのはおかしいと言っているわけです。

出版関係者 おっしゃっていることがよくわからないんですけど。

都 そのことだけでずっと議論しているとあれなので、わかりづらいところはまた別の機会に整理していただければというふうに思いますので、よろしく願います。

ほかにご意見は。

出版関係者 出版倫理協議会、雑誌協会の倫理委員会を担当しています と申します。担当して約15年ほど、この自主規制等の問題について、実際に書店等も見、また、不十分なところも調査し、検討して、さまざまな自主規制を進めてきたつもりです。皆様ご不満かもしれませんが、この10年で自主規制は非常に進んだと考えております。先生が現場を話し合いの後すぐ見ていただいたと。非常に感謝しております。都議団の方にも現場を5月に見ていただいて、実際どうなっているのかというのを現場で肌で感じていただいたということがございます。

それで、この10年で変わったというのは、平成13年に出版ゾーニング委員会というのをつくりました。これには第三者機関の手を入れますということで、弁護士、大学教授、あと放送関係者の方たちに委員として参加していただいて、本を見ていただいております。それは、本をどのように集めるかということ、私ども雑誌協会の会員者で1,200のタイトルの雑誌が月に販売される。そのほかに懇話会さんの本がある。それから、先ほど言いましたが、アウトサイダーの雑誌もございませぬ。この全部を把握できるのは取次協会でございます。アウトサイダーも含めて、取次から全国に配本されるわけですので、先ほどのほうから申しあげましたように、何か自主規制をやるときには、全国一律、それから、やる際にも、アウトサイダーも全部集めて説明会をやり、一斉にやるということは徹底してやってきております。

それで、13年からやってきたゾーニング委員会によりまして、こちらが要請して廃本になったものも多々ございます。また、内容的に改善されたものも多々ございます。それで、マークをつけて、書店のほうの努力で、いわゆるビニールに入れて売り場を分けて、狭い売り場ながら工夫していただいて分けて販売してきているというような1つ努力、実績等はあるというふうに自負しております。

また、平成16年には、とにかく中身を見せない、いかにするか、本当に大人向けじゃないけれども、青少年には見せたくないものはどうしたらいいのだろうかということで、これも4団体で協議をし、先生は先ほど見ていただいたと言いましたが、シール留めを一斉にやろうということで、アウトサイダーも含めて一斉にやり始めました。これは非常に抵抗がありました。なぜかということ、1冊シール留めを2ヶ所するためには経費が30円かかります。これは出版社の負担でやってお

ります。今現在、月に2,000万冊の雑誌に小口留め、シール留めをして販売しているという現状があります。1冊三百幾らの雑誌の原価の1割はシールでかかるというようなことで非常につらいです。雑誌は、中身をパラパラと見て購入していただくというのが原則ですが、実際、ほとんどの雑誌が見れません。今現在、見れるものはほとんどないと考えていただいてよろしいと思います。これは、たぶん皆さん、そういう本は手に取らないと思います。したがって、先生のように現場に行っていて、手にとっていただかないと、どれだけ進んでいるかというのがご理解いただけるのではないかとこのように考えております。今度ぜひ先生方、それからPTAの方たちにも現場を見ていただきたい。もちろん、不十分な点はまだ多々あるというふうに思っております。

私も、東京都と同じように、本屋、コンビニをさまざま回って本を購入します。どういう買い方かというと、マークがついていないもの、それから、シール留めもされずに混売されて売っているものを無作為に私も十何店舗回って買ってきます。正直言います、その中にはうちの会員誌もございます。懇話会もあるし、アウトサイダーもございます。それは本当に無作為で買ってきます。そうすると、候補に上がるのが今現在、大体3誌。多くて3誌ぐらいしか、いわゆる無作為に売られているものはないという現状がございます。

そこで、ゾーニング委員会で要請すべきだとして、要請したその雑誌と、その後の東京都のいわゆる指定誌が同じになってしまうというようなことが最近、多々ございます。それはどういうことかということ、東京都のほうも、いわゆる無作為に売られているものを候補として上げるわけなので、東京都の指定誌もやはり多くても3誌ぐらいしかないという現状でございます。その3誌に関しては、私どももいいとは思っておりませんし、前に出た「」、あれもうちの会員誌で倫理委員会でも問題にいたしました。その版元も、このタイトルは絶対よくないということで、倫理委員会の場でも謝罪をしておりました。これは今後注意するというので。ただ、どうしても100%というわけにはいきません。月に何千冊という雑誌が出ていますので、その中でどうしても数誌というものが漏れてしまうという現実がございます。それを何とかなくそうということで、うちのほうも第三者機関、それから、うちの倫理専門委員会とか、3段階のいわゆる規制といたしますか、自主規制をやっております。どうしても漏れが出てしまう、どうしても雑誌が皆さんの問題になっ

てしまうというのは十分承知しております。今後また4団体でも出倫協でも協議をしながら、これからもっと出るようにするにはどうしたらいいのかというような努力の何か新しい施策等も考えなければいけないというふうに考えております。以上です。

出版関係者 雑協の と申します。ちょっと補足して説明させていただきます。今日、コンピュータソフトウェアの業界の方とBPOの方がいらっしゃって、それに比べて出版界の自主規制があいまいだというご指摘もあったとは思いますが、それでも、1つ事実を指摘しておきます。コンピュータソフトウェア倫理機構は、基本的にはほぼ大人向けのエロティックなゲームがほとんどで、先ほども さんがちょっとおっしゃっていましたが、要するにシンプルでわかりやすい規制ができるということが1つ指摘できます。それで、雑誌協会、書籍協会もそうだと思いますけれども、エロティックな大人向けのものから、それこそ子どもの教育向けのものから学術書まで、いろいろその範囲が圧倒的に広いので、自主規制の文言というのはなかなか難しい。これからの研究課題であるとは思いますが、なかなか難しいということをご理解いただきたい。

それから、BPOに関して言いますと、BPOはたしかNHKさんとか、民放連などが構成している団体で、しかも放送局は、許認可団体です。私たちの団体も、一般的に社会的にも売っているわけですから公共性が全くないとは言いませんけれども、そのレベルの違いのことはご理解の上、この業界と同じようにしてくださいと乱暴に……。乱暴というのは失礼でした。ごめんなさい。先日も言いましたけれども、第二次性徴期といいますか、子どもたちの人権を守るということに関しましては、新たに委員会を設けようという動きで、さて、どういうふうな自主的なレーティングができるのか、どういうような対策ができるのかということが議論の緒についたところでございますので、その辺はご理解いただければと思います。教育関係者 ご努力を評価したという内容で、確かに確認しましたという話ですが、先ほどのデータの件も、今のお話も、我々が求めているものとは違う。我々は、個々バラバラに成長している、本当に豊かな成長を促している子どもたちに対して、成長はバラバラである。思いもバラバラである。バラバラという言葉はいけませんね。成長は違う、発達段階が全部違う中で、こういう情報、いわゆる漫画がどんどん目の前に突きつけられたときに、子どもはどう思うか、子どもはどうい

うふうに理解してしまうか。先ほど私も申し上げましたけれども、完全にこれは別世界だというふうに理解する子どももいれば、もしかしたら自分の目の前にいるあの女の子がというふうに思ってしまう子もいる。そういうようなときに、この表現や、擬音とか、さまざまな表現が子どもたちに提供していいものか。これはよくないだろうというのが我々の思いです。これは、やはり子どもたちの目の前にあってはならないものである。

ですから、そういう面で、豊かな発達をする。これは違うというようなことを理解する子どももいれば、実際に、ある校長の嘆きですけれども、何年か前にある行動をとってしまった男の子に「何で？」と言ったら、「女の子が気持ちよさそうだったから」、「いい顔していると思うんだ。だから、僕もやれば」というようなことを指導の中で話したというふうに嘆いた校長もいるんですよね。ですから、そういうことで、本物と偽りとの区別がつかない子どもたちにとっての情報提供のあり方というのがかなり重たくのしかかっている。そういうことも私などは考えております。大きな大きな豊かな子どもに育てるためには、本当に成功体験は次へのステップになると思うのですけれども、これが正しい情報なのかというふうに考えたときに、いかがなものかと考えざるを得ないですね。

これは、ここでご紹介することもはばかれるのですけれども、性教育の会で、ある分科会での情報提供で、産業としての性情報が蔓延していて、しかも、本当のこと、男女間のコミュニケーションの大切さ、セックスのすばらしさとか、幸せで満たされるセックスのあり方とか、噂とか、真実を正しく知る機会がなくて、若い世代も翻弄されて傷ついていて本当にかわいそうで、本当のことを伝えることの必要性を痛感しています。信頼できる情報、本当のことを伝えている情報なのかということになると、大きな疑問というよりも、否定的な発想に立ちます。以上です。漫画家関係者 漫画家協会の です。まず描き手としての見解を申し上げたいのですけれども、表現の自由ということを経験して、我々は、例えば青少年条例、先般の6月に否決されたものですが、あれも表現の自由ということで反対の立場の声明を出させていただきました。よく誤解されていると思うのですが、表現の自由というのは、我々の権利ではなくて、知る権利と抱き合わせになっているんですね。ですから、私たちは例えば「 」とか、ああいったものを描きたいから反対声明を出しているわけではなくて、もう少し違う視野で物事を捉えているという

ことをまずご理解いただきたいと思います。

それから、問題図書が蔓延したり、氾濫したりというようなことがここで取り上げられているのですけれども、私が知っている範囲で、販売現場でそこまでの変な売られ方とか、そういったことは余り目の当たりにしないですね。具体的に問題図書とされている不健全図書指定、それが月に1けたぐらいの指定しか出されていない現状で、子どもたちはどうやって問題図書を手に入れているのか。そういった入手経路みたいなものを具体的に教えていただけないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

都 議論がちょっと錯綜しているかなと思っているのは、今現在、指定が少ないから問題がないんだと、そういうお話。そして、今の さんのお話もそうですが、今、我々が問題にしているというか、先般の条例で出したのは、今までの指定の基準では該当しないもの、それが典型的には、子どもを強姦するような漫画とか、近親相姦の漫画とか、そういうようなものを想定しておるのですけれども、そういうものを念頭に置いているのであって、今の性的感情を著しく刺激するという基準の観点からはある程度頑張ってきているということで、確かに数は少なくなってきたということ。ですから、今現在の基準にない部分で不安なものがまだたくさんありますよということをやっているわけですから、その基準というものをしっかりと立てていくことが大事だということ。です。

それで、先ほど出版界の さんのほうから話がありましたけれども、その基準というのも、最終的にはうちの指定が減ってきているということをもって取組をしっかりとしてほしいと言っているわけですから、今、我々が先般の条例で提案している基準についてしっかりやっているという話とはちょっと違うのかなと。

出版関係者 それは決して違うことで、出版ゾーニング委員会も私が自分で買い求めて、問題があると思うものを買ってきているわけですから、それは東京都の規範に合わせているわけではなくて、たまたま東京都の指定と私が問題と思って購入したものが同じことが多々あるということを申し上げたわけです。

都 そうすると、ますます問題なのは、そういうような我々がこの間提起したようなものも含めて対応しているというようなことであつたとすると、現に我々が実際に本屋のほうでいろいろ見ていく中で問題になる本がまだかなりあるというのが我々の認識です。それは、先般ちょっとご覧いただいたような本などがその代表例

としてお示ししていると。

一番大事なものは何かというと、どういう基準に立って取り組んでいるかというのを明らかにしていない、そこが一番問題だと思うんです。ですから、例えば先ほどソフ倫さんがつくったような基準、それは大人向けだからかなり詳細なんだということでしょうけれども、書籍・出版についても、性的なものについては、これをご参考になっているいろいろおつくりになっても、それは別に何ら困る話ではないと思いますし、それはそれで、そういう取組をやっていただけたら非常にありがたいと実は思っているんです。

それで、私のほうでちょっと質問させていただくのですが、このような基準を例えば書籍・出版のほうでやろうとすると、具体的にはどんな課題が出てくるのでしょうか。これはかなりいい基準だと私は思うのですが。

出版関係者 私どものほうは、それはかなり具体的な基準だということで、OBも含めて、すごい人数でその基準をつくりましたので、あいまいだ、あいまいだとおっしゃいますが、私たちは決してあいまいじゃないし、不足している部分の基準はつけ加えたりもしてきましたし、決してそういうふうには思っていない。

都 その基準というのが、対外的にしっかり外には出ていないと思うんです。

出版関係者 ホームページで見れますよ。

都 ホームページといっても、先般、我々が事務的に教わったお話だと思うのですが。

出版関係者 つけ加えた基準についても、すべて見れます。それはオープンになっているということだと思います。

都 その中では、例えば子どもを性的な対象にしているとか、そういうような具体的なものは書かれていないですね。

出版関係者 あの中で、子どもの部分も私たちはそういう部分はいわゆる要請したりすることができるというふうに考えてつくった基準ですので、そこら辺は、今細かく具体的にどうのこうのというご質問を受けても、私たちの基準ですので、オープンにしているし、それで適用できているというふうに考えております。

出版関係者 それと、先ほどのコンピュータソフトウェアさんの倫理規定は、非常に細かいというふうに評価をされていらっしゃるようですが、これも、実は注意事項というものは、「過度な表現をしない」とか「控える」といったことで、実際の審

査基準というのは非公開となっているんですよね。先ほどもご説明があったと思いますが。ですから、これを見ると、どういうことに注意をするかというレベルの話であって、実際に審査基準そのものについては、コンピュータソフトウェアさんも公開はしていないという状況ですから、そこは違いはないと思いますけれども。

都 具体の審査基準というのは、恐らくこれよりさらに詳細な、これをかみ砕いたものということになるかと思うのですが、実際ここに書いてあるレベルのことで、今現在、出版さんでお出しになっている基準というものに比べれば、はるかに丁寧に、詳細にできていると私は思うんですよね。要するに、もう少しどのようなものを出版業界として問題にしているのか。そして、それは、もちろん出版業界の方、また漫画家の方々、そしてまた、社会に対しての責任を果たすという意味から言って、そういうものを、要は自主規制ですから、我々の条例に縛られる必要はないわけです。出版業界としての見識でもって定めればいい話ですから、もっと丁寧にといえますか、そういうものをつくって社会的にお出しになって、我々の出版業界のやることをちゃんと見てくれというぐらいの矜持といえますか、そういうような取組をしっかりとやっていただいて、そして、それに対して例えば一般の方々からいろいろな意見があるのであれば、その意見を受け付けるような窓口もきっちりつくっていただいて、そして具体的にどのような取組をしたかというようなことをお出しになったりすれば、社会的にはかなり信用度といえますか、皆様方の取組というものがしっかり認知されていくのかなというふうに私どもは考えるのですが、いかがでしょうか。

出版関係者 今回の自主規制の内容についてもそうですし、今の話で言いますと、先ほどのBPOの方の説明の中で、人権委員会のところでご説明がありましたけれども、我々のほうも雑誌人権ボックスというのがすでにありまして、それについて人権上問題があれば申立てをしてほしいと。それを雑誌協会で受け付けて、受け付けたものすべてについて当該の出版社に対して戻す。当該の出版社から、そのご意見を寄せられた方にきちんと戻すという体制はすでにできております。このことも協会のHP等の中に書いてあると思いますので、そういったことをご確認した上でいろいろご発言をお願いしたいと思います。

都 基準につきまして、今なかなか具体性のないお話となっていると思いますけれども、例えば前回スライドでお見せして、 さんにもお渡しいたしましたけれど

も、別に個別にあれは当たる、あれは当たらないということでお答えいただかなくて結構ですけども、ああいったものは、そちらが今思っている、「倫理綱領にこうあり、そこから派生して、ここまでは言える」というものに照らして、まず、あれは今一般に出回っているわけですけども、どういうふうに思われているのか。要は、今のそちらの自主規制の基準の中で、あれは許容範囲のものなのか。それとも、あくまで漏れなのかということについてお答えいただきたいと思います。

もう1つ、 さんにお聞きしたいのは、「 」は倫理委員会でも問題となっていて、出版社のほうも謝罪したと言われたのですけれども、それは時期はいつごろのお話なのか教えていただけますか。

出版関係者 3ヶ月ぐらい前です。

都 それでは、条例の一定が終わったぐらいというお話ですか。

出版関係者 さんのコメントとして例に出されて新聞記事で大きな話題になりましたので、それで私どももどうということかということで、見本を持って直ちに来てもらって、それで倫理委員会でも照らし、それについて のほうから、やはり内容云々というよりも、タイトル自体が「 」というのはおかしい、これは責任をもって謝罪いたしますという話がありました。

都 あれについては、当然、条例をきっかけとして の発言をもとに表には出ましたけれども、それ以前でもしお見つけになっていたら、何らかの措置がとられていたということになるわけですか。

出版関係者 それは私が判断するのではなくて、私どもは倫理専門委員会とか、いろいろ3段階ぐらいチェックする機会がありまして、倫理に詳しいOBの先生方、複数に見ていただいていますので、その判断によります。ですから、それはいい悪いということは私が決めるわけではありません。

都 もちろん、 さんに今聞いているわけではないのですが、そういう意味で、 さん自身がどうこうというよりも、やはりそこはある程度明確に基準があり、示されていれば、それは私が今ということではなくて、基準に照らして大体こうだという話になるかと思うのですが。

出版関係者 ただ、基準プラス私どもは出版雑誌倫理綱領というのがございますので、その倫理綱領にも照らし合わせて、両方を鑑みて見ていただいています。

都 わかりました。では、 さん、お願いします。

出版関係者 この場で個別のものを申し上げないというのは先ほど申し上げたとおりですが、例えばその中を改善しても、いかにも年齢が若く描いてあるけれども、どこかにすでにもう高校を終わっているとか、あるいは18歳以上であるというような記述が出てきたりしますよね。ですから、そういうものはいかに内容を、この前の例えば条例の改正のようなことをもってきて、そのこと自体は、別にそれはまた外れてしまうわけですよね。

都 条例改正案とは関係なく、今の自主規制の基準でどうかということです。

出版関係者 ですから、そういう自主規制の中で言えば、総体的には入るものもあるし、入らないものもあると思います。

都 やはりそう伺うと、基本的には入るものもあれば、入らないものもあるし、入るであろうものが現状のように一般図書として出回っているのは漏れであるというふうなご解釈をよく承るのですけれども、そこは明らかに、何に照らしてそうなのかということをお明らかにしないと、我々もちろん保護者の方々、教育関係者の方々、要は一般の人が見て、「この本はどうなのか」と思う際に、出版社はどう考えているのかということが全くブラックボックスになっているのではないかと思います。

出版関係者 それは、諮問図書の打ち合わせ会で私たち出版関係から複数人、9人も出て意見を述べているわけで、その席でこれは当たるか当たらないかということの公表もしております。そこでほとんどの人間が、これは当たらずというものも今の審議会になって指定になる場合もございますので、それは私たちの意見として、その都度その都度、各委員が意見を述べていますので、例えば出版関係の人間が全員でなくても、大多数、意見を。

都 それは、あくまでいわゆる指定候補として事前のご意見伺いに上げた個別のものについてはそうやって言っていただけますけれども、一般的に前回お話ししたようなものについて、出版界さんとしてどうお考えなのかということが、逆に言うと、自主規制会議に上がったもの以外は全く一般の方にはわからないんじゃないかと思うんです。

なぜ私がこういうことを申し上げるかといいますと、基準を厳しくすべきだということだけではなくて、基準を定めて、かつ公表するというにはいい面もあるんじゃないかと思っています。なぜかといいますと、私、条例改正の経緯の中であ

る漫画家さんとお会いいたしまして話をいたしました。その方の描いた作品は漫画界で賞を受けていらっしゃるようないい作品を描いている方でありましたけれども、当然、条例には反対といたしますか、「条例に規定を置いて規制されるということは反対ですし、過剰な自主規制をしてしまう」ということで、どういう仕組みでそうなるのかということも伺って、私はそれは非常に勉強になりました。漫画家さんというのはこういうふうな条例を受け取っていらっしゃるのだなと。確かに、漫画家さんの視点で見るとそうなんだなと思いました。

ただ、私が1つ非常に印象的だったのは、その方は原爆についての漫画を描きたいとずっと思っていたのだけれども、出版社のほうからそれを止められていたと。そんなもの描いても載せられないし、要は、描くこと自体が非常に難しかったと。それで、私は非常にびっくりいたしました。なぜ原爆を描いてはいけないんですかねと言ったら、理由がわからなかったということなんです。ですけれども、たまたま機会があって雑誌に描いたところ、それが非常に評判をよんで賞も獲った。それで、結局なぜ原爆はいけなかったんですかと聞いたら、わからないと。出版の人も実はよくわかっていなかったというようなことをおっしゃっておられました。

そういうことで、我々の条例なり基準というのは非常に明らかなでありますし、議会でもそうですが、批判をたくさん浴びる機会もございます。一方出版界の中では、条例以外の観点から自主規制をされているものもあるかと思えます。それが別に悪いというわけでも、いいというわけでも、私は言うつもりはないのですが、あえて言うと、何がいけないのか、何がいいのかということが明らかになっていないと、それをおかしいと感じる人も何もものを言えないのではないかと思います。

逆に言いますと、我々のところに都民の方から意見がございまして、こんな本を子どもに見せるべきじゃないんじゃないのという具体的な冊子名が挙がってくることもあります。それに対して、今の我々の基準としては、今の不健全図書指定基準しか持っておりませんので、それから見て、全く当たらないものは、これは全く当たりませんと言うしかありません。逆に言いますと、これは条例の話ではなく、自主規制といたしましても、何らか基準をちゃんと明確にしていられれば、恐らく例えば青少年の健全な育成にあなたたちも配慮しているのだろうと。それであれば、「私はこのパンチラシーンは許せない」というような、ある意味、恐らくはちょっと気にし過ぎの意見といたしますか、そういうものがもし一般の方から出版社

にきた場合であっても、我々の基準はこういうものですので、このパンチラ程度では今のところは全くこれは規制の対象にはならないんですよというご説明がクリアにできると思うのですけれども、そういった何らの基準もないまま、内部から見て出版さんは何を問題としているのか。ここならば、どういう判断をされているのかというのは、今、はっきり言って、個別に見ている自主規制会議に上がったものについてご意見を言っているという以外に、我々にはちょっと見えてきていない。それについてのお考えなり、それを改善するというか、オープンにすることは、メリットよりもデメリットが大きいと思っていらっしゃるのかについて教えていただきたいと思います。

出版関係者 これは個人的な意見としてお話しします。基本的に、ちょっと議論のレベルが違うと思うんです。子どもたちの人権を守るという話と分けて考えていただきたいのですけれども、オフィシャルな発言じゃないと思って聞いていただきたいと思います。

私個人の考え方としては、そこに明確な基準を、自主規制であろうが、出版界として、表現をする者として、憲法21条に保障されていることに関して、私はそれがすべてだと思っているので、そこに細かい基準なり、ここはいい悪いということをやすべきではないというふうに私は個人的に思っています。特に、なぜ細かいことをやるべきじゃないと考えるかということ、各出版社にもいろいろな考え方がありますし、反権力的な会社もあるだろうし、権力に近い会社もあるでしょう。だから、そこにある種の規制を設けること自体が出版を否定することになると私は個人的には思っています。

都 今の個人の部分は個人として、先ほどの保護者関係の方は、どんな議論であるというのがわからないと思うんです。出版界というか、皆さんはきちんと基準があって公表していると。こちらのほうは、そんなものはないんじゃないか、ブラックボックスだと言われて、それはどうなっているんだろうとポカんと・・・。ポカント言い方は失礼しましたけれども、何だと。一般的に、先ほどのソフ倫もビデオも出していたレベルというのはどうなのか私もわかりませんが。時間もきてしまったので申しわけないのですけれども、今後また、ではどういうものが基準としてオープンになっていて、ちゃんとどういう取組をしているのか。前回のときにいろいろ資料を出して説明いただきましたけれども、自主規制の基準というものが

オープンになっているというものをまた皆さんにお見せしながら議論しないと、全部こちらの議論になってしまっているところがあって、その辺も含めて次回あたりに、基準とか、先ほど さんからありましたけれども、保護者の意見を取り入れるべきだ、第三者もいるんだよと。そういう制度とか、その辺のところも私どももう一遍お聞きしながら、時間がきて申しわけないですけども、次回できたらと思います。

さんの先ほどの質問について、途中になってしまったのですけれども、よろしいでしょうか。

漫画家関係者 個人的にはお聞きしたいんですけども。特に問題図書の入手経路ですね。

都 それは、先ほど のほうから申し上げましたけれども、今、問題図書とおっしゃっている中の内容だと思うのです。不健全図書指定なり表示図書であればもう区分陳列されていますので、仮にそれを入手しているとすれば、不健全図書指定は、それを売った書店の方は条例違反になりますし、表示図書であっても基本的には売らないでいただくという努力義務がかかっていますので、書店なりのところで何らか見過ごしがあつたのだらうと思います。ただ、今話題になっている問題図書といいますが、子どもに悪影響を与えるのではないかとおっしゃっているものは、基本的には、恐らく表示なり不健全図書ではなくて、この間お見せしたような形の、今のところ何ら販売に関して規制がないものであると思いますので、もちろん内容的には問題だと思っていらっしゃるし、我々も思っているのですけれども、外形的に子どもに売ってはいけないなり、売らないほうがいとすら認識されていないものですので、入手経路というのは普通に買ってきている。回し読みか何かわかりませんけれども、少なくとも書店さんなりにおいて何か問題が起きて、結果、子どもに流れてきたとか、そういうことではないと思います。

漫画家関係者 自主規制するしないというのは、大枠の場合は「少年ジャンプ」、「マガジン」、「月刊少年マガジン」でもいいですけども、「少年」というつく雑誌の単行本というのは新書版なんです。そうでないものはB5判なんです。ですから、もし小学生に成年誌的なものを見せなくなかったら、家にB5判のものがあつたらおかしいと思ってください。新書版しかないはずですよ。そういうふうな出版業界は基本的には区分してあります。少年何とかという雑誌から出ている単行本は新書版

です。

都 申しわけございません。また司会の不手際で30分ぐらいオーバーしてしまいましたけれども、何か。

保護者 済みません、最後に一言だけ。先ほど日本PTAが、日本PTAがということですが、さんがおっしゃっておられたのですけれども、誤解のないように一言だけ最後に付け加えさせていただきますと、私は日本PTAの環境対策委員会の一員ではあるのですが、日Pを代表してこの場に座らせていただいているのではなくて、日Pの中でこれに関して意見調整をして臨んでいるわけではございませんので、あくまでも日Pではなくて 県の で参加させていただいております。

それから、先ほどのアンケートは、確かに日本PTAでまとめたものではあるのですが、この結果について、具体的な例として「子どもに見せたい番組、見せたくない番組」というのもアンケートの中でとっているのですけれども、それをもとにというわけではないですが、民放連さんとの意見交換が今年ありまして、民放連さんの受け取り方というのは、この番組は日本PTAさんのお墨付きの番組だというふうな捉え方をされていたのですが、日本PTAがその番組を健全な番組ですよ、あるいは推奨する番組ですよということでレッテルを貼っているわけでは全くない。あるいは、見せたくない番組も、日本PTAとしてこの番組を否定しているということでアンケートの結果を載せているわけではない。抽出ですけれども、ただ単に全国の保護者からアンケートをとった結果、こういうデータが出てきましたよというのをまとめたものであって、日本PTAの意思がそこに反映されているということでは決してないというふうにご理解いただければと思います。

それと、先ほどの出版業界に対して、有害図書販売自主規制や積極的な対象年齢の表示を要望するというのが全体の47.6%。そして、有害図書に対して自治体の規制等を要望するというのが24.9%ということが出ております。ここの部分を指して、先の都議会でいろいろ言われたのかなというふうに思うのですけれども、あくまでこれはアンケートの結果であって、この24.9%、約25%ですが、4分の1の方々が自治体に規制を要望するというふうに答えているのを、少ないと見るか多いと見るかというのは、これは価値観の問題だと思うのですけれども、それ以前に、やはり出版業界に対して自主規制を求めるというのが半数近くいた。決してこれは1つだけ選ぶのではなくて、複数選ぶ回答になっておりますので、その中

で4分の1の方が自治体による規制を望むというふうな答えが出たことについて、私たちも考えなければいけないし、業界さんも考えていただければ。行政側も当然考えていただければと。4分の1のアンケートの結果が重いものなのか軽いものなのかということも含めてだと思えます。

出版関係者 私が先ほど申し上げたのは、今まさしく さんが自身がおっしゃったことを確認したいと思って申し上げたわけです。ですから、 さんは 県の代表としてという形で発言をしていただければ結構ですが、先ほどの発言の中では、 さんも さんも「日本PTAとして」というような言葉があったので、それはちょっと違うのではないかとということで申し上げました。

保護者 日本PTAとしてでなくて、日本PTAの環境委員会の一員でこういった議論を重ねている。こういったところを出すものの環境委員会の一員ですと申し上げただけです。

それから、このアンケートは、何回も申し上げていますが、東京都の条例のことについてアンケートをとったものではなく、昨年、実施時期とか、範囲とか、そうですので、それをもってこうだご判断なさって発言なさるのはどうかと思います。

出版関係者 わかりました。先ほど申し上げたのは、そのところではなくて、その前に、子どもに売ってほしくないというのをほかの県のPTAに聞いて、日本PTAとしてそういう意見だというふうなご発言だったと思いますが。

保護者 そんなこと言っていないと思うんですけども。

都 それは私の記憶になくて申しわけないのですが、議事録が出るので、またそのときに確認していただければと思いますけれども。

あと、最後に特に何かございませんでしょうか。

保護者 と申します。先ほど さんの表現の自由のことで、またこれは次回のお話し合いでもう一度確認をさせていただきたいと思うのですが、我々は子どもたちの状況で、表現の自由というのは、やはり漫画の内容が著しく性的感情を刺激するもの、要するにレイプとか、強姦とか、子弟関係、このような部分を子どもたちに何とか見せないというか、その辺をきちんとすみ分けをしていただきたいということだけであって、ほかの例えば大人に対してでもそうですけれども、その部分に関しては何ら規制はないと私は思っているんです。ですから、繰り返すようですが、子どもを対象とした、あたかも楽しいことが許されるような漫画の部分を何と

かご理解をいただきたいと思うところでございます。

それともう1点ですが、ちょっと話がそれますが、ネット書籍についてまた次回お話をさせていただきたいと思っております。以上です。

都 はい、次回に。誠に申しわけありませんけれども、時間もあれなので。今回は、先ほども出ましたけれども、オープンにしている、オープンにしていないという、一種そういう話になってしまいましたので、そのところを出版さんの側のほうからいろいろ、こういうものは基準であるというを出していただかないと、PTAと教育関係の方は空中戦になってしまって話がわからないので、そこを出していただいて。また、レーティングなどについて新たな側面で検討されているところもございまして、それも含めてまた具体的な内容について、保護者の方も関心があると思っておりますので、そのところを次回お話ししていただければというふうに思います。また細かいところは日程も含めて調整させていただきたいと思っております。

出版関係者 これは何回やると想定されているのでしょうか。私どもは2回というふうに考えていたのですけれども。

都 2回といっても、その後の様子ということでたしかお話ししているかと思えますけれども、せっかく皆さんが前向きな議論をされているということなので、ここで終わらせてしまうというのは非常に残念だなというふうに思っているのですけれども。

出版関係者 ある程度何回というふうに想定されていないのですか。

都 何回というつもりはございませんけれども、本当は定期的に、例えばこういう場で、では保護者の皆さんの意見を聞ける場というのもまたいいのかなと個人的には思っていますが、それはそれとして、今回の「青少年健全育成のための図書類の販売等のあり方に関する関係者意見交換会」というのは、論点整理して、それぞれ思いがあると思っておりますので、論点整理して、次回のときに何回でとりあえずこれは終わらせましょうと。次のときに、何回か、3回か4回か5回かわかりませんが、その後に、ではどういうふうに自主規制なり、いろいろな条例なのかは別ですけれども、こういう話し合いの場というのは非常に大切なものだというふうに思っています。その辺のところはどうするか、またそれはそのとき考えればいいと思えますけれども、とりあえず次回は行わせていただいて、そのときまでに論点整理、また資料の提出等々を行って、もちろん双方からお話を伺いますけれども、それで

次回にまとめさせていただいて、次回で終わるのか、4回、5回やるのかというのを事前にお話しさせていただければというふうに思っていますけれども、よろしいでしょうか。

漫画家関係者 前回、先生もおっしゃっていましたが、この会議の目的というのは何でしょうか。PTAの方々と出版業界の方が仲よくなるという目的であればいいと思いますけれども、そうでなくて何か違う目的があるのでしたら、その辺をつまびらかにしていただきたいと思います。

都 この会の目的といたしましては、従前にもご説明をしていたつもりではありますが、まさに題のとおり、「青少年健全育成のための図書類の販売等のあり方に関する意見交換」でして、もちろん現状ではといたしますか、現状の条例なり自主的なお取組に基づいたあり方についての意見交換の場でもあるでしょうし、また、恐らくそこで、今申し上げたように、現状に対して何らか、これはもっとこうしたほうがいいのではないかとということがあれば、それは当然意見を交わしていく。もちろん、そんなことは無理ですということであれば、それは言うだけでいいと思いますし、やはりある程度それぞれがそれぞれの思いでやっている中で、何回かこのようにしてご意見を交換していくことで、よりいい健全育成のための販売等のあり方が見えてくるのではないかと考えておりますし、健全育成ということにつきましては、参加者の皆さん、異論はないと言うと失礼ですが、そういうことについては目的意識もちゃんと持っていらっしゃるというふうなはずと申していただいておりますので、忌憚のない意見交換と、今のあり方についてお話し合いをしていくということが目的でございます。

都 よろしいですか。また次回に詰めて皆さんと調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

都 次回につきましては、今いろいろな方からもご意見がありましたし、今日はソフ倫さんとBPOということで来ていただいたのですが、どちらもそれなりの特殊性と申しますか、個別にすぎないというお話もありましたので、次回以降、またお忙しい時期等もあると思いますので日程は調整させていただきます。また、ほかの業界さんのご意見を伺うなりもしたいと思っておりますし、先ほどちょっとから申し上げましたが、今の出版界さんの基準に基づいたお考えのあり方等についてももう少し詳しくお伺いしたいと思いますし、また、レーティングの検討につ

いてもおっしゃっていただいておりますので、もしある程度時間がたっておりまして、その辺の進捗といいますか、お考えについてもお聞きしたりして、そこに可能な限り保護者なり教育関係者の方のご意見というものが何らか反映していければいいというのが保護者、教育関係者の方の思いだと思いますので、またよろしくお願いいたします。

午後 5 時 4 2 分閉会